

金融庁告示第六十六号

特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第十一条の三第四項第五号に規定する格付を次のように指定し、平成十六年十二月一日から適用する。

平成十六年十一月三〇日

金融庁長官 五味 廣文

一 指定格付機関 株式会社格付投資情報センタ

格付 AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-

二 指定格付機関 株式会社日本格付研究所

格付 AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-

三 指定格付機関 ム デイズ・インベスタズ・サービス・インク

格付 Aaa, Aa1, Aa2, Aa3, A1, A2, A3

四 指定格付機関 スタンダド・アンド・プアーズ・レティングズ・サービス

格付 AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-

五 指定格付機関 フィットチレ ティンクスリミテッド

格付 AAA, AA+, AA, AA-, A+, A, A-